

報告第20号～第24号

令和2年11月25日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 20 号	専決処分の報告について	1
報告第 21 号	専決処分の報告について	3
報告第 22 号	専決処分の報告について	5
報告第 23 号	専決処分の報告について	7
報告第 24 号	専決処分の報告について	10

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月25日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

101,490円

令和2年9月23日、住吉一丁目地内の市道住吉一丁目260号線において、相手方がその所有する塵芥車を運転中、当該市道に設置されていたグレーチングの上を通過した際、当該グレーチングが跳ね上がり、当該塵芥車の燃料タンクを損傷したもの

報告第21号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月25日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月10日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

69, 652円

2 和解の相手方

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和2年10月7日、南玉垣町地内の市が管理する道路において、職員が路肩の除草作業を行っていたところ、草刈機により小石をはね、相手方駐車場に駐車中の相手方車両のリアガラスを損傷したもの

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月10日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

16,920円

2 和解の相手方

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和2年5月12日、長太栄町四丁目地内の市が管理する道路において、職員が公用車を運転中、相手方自宅から後進してきた相手方車両を避けるため停止したところ、後進を続けた当該相手方車両の右後部が当該公用車の右前部に接触したものの

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市水道水源流域保全条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市水道水源流域保全条例の一部改正について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和２年１１月１０日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市水道水源流域保全条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

肥料取締法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 3 0 号

鈴鹿市水道水源流域保全条例の一部を改正する条例

鈴鹿市水道水源流域保全条例（平成 1 8 年鈴鹿市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(肥料及び農薬の適正使用) 第19条 水道水源流域保全区域において 肥料（ <u>肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第2条第1項に規定する肥料をいう。</u> ）又は農薬を使用して事業を営む者は、適正に使用しなければならない。	(肥料及び農薬の適正使用) 第19条 水道水源流域保全区域において 肥料（ <u>肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第1項に規定する肥料をいう。</u> ）又は農薬を使用して事業を営む者は、適正に使用しなければならない。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について、
地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり
専決処分する。

令和２年１１月１０日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する
条例

（ 別 紙 ）

理 由

租税特別措置法及び地方税法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備
を行うため、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 3 1 号

鈴鹿市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する
条例

(鈴鹿市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和 3 9 年鈴鹿市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 略 （延滞金の割合の特例） 2 当分の間、第 4 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延</u>	附 則 1 略 （延滞金の割合の特例） 2 当分の間、第 4 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パ</u>

<u>滞金特例基準割合に年7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>	<u>ーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>
---	--

（鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第2条 鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成7年鈴鹿市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 略 （延滞金の割合の特例） 2 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には</u>	附 則 1 略 （延滞金の割合の特例） 2 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下</u>

，その年中においては，年14.5パーセントの割合にあっては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし，年7.25パーセントの割合にあっては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には，年7.25パーセントの割合）とする。	この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては，年14.5パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし，年7.25パーセントの割合にあっては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には，年7.25パーセントの割合）とする。
---	---

（鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第3条 鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例（平成20年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （延滞金の割合の特例） 第2条 当分の間，第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は，同条の規定にかかわらず，各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下	附 則 （延滞金の割合の特例） 第2条 当分の間，第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は，同条の規定にかかわらず，各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条におい

この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

て同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部改正)

第4条 鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成21年鈴鹿市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 略 (延滞金の割合の特例) 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号</u>	附 則 1 略 (延滞金の割合の特例) 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93</u>

）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。	条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。
--	--

（鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正）

第5条 鈴鹿市国民健康保険条例（平成29年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （延滞金の割合等の特例） 第6条 当分の間、第40条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特</u>	附 則 （延滞金の割合等の特例） 第6条 当分の間、第40条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準</u>

例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の鈴鹿市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例附則第2項の規定、第2条の規定による改正後の鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定、第3条の規定による改正後の鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定、第4条の規定による改正後の鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例附則第2項の規定及び第5条の規定による改正後の鈴鹿市国民健康保険条例附則第6条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。